

# 学校いじめ防止基本方針

中札内高等養護学校幕別分校

いじめ対策委員会

## 1 いじめ防止基本方針

- (1) 学校、家庭、地域が継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。
- (2) 学校全体で、組織的な取り組みを進める。
- (3) 未然防止の活動を、計画的に進め、全教職員が意識して取り組む。

## 2 いじめの定義

### (1) いじめ防止対策推進法

第二条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を当てる行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 具体的ないじめの態様

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品をかくされたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（国の「いじめ防止基本方針」より）

### (3) 留意すること

基本的には生徒が心身の苦痛を訴えている場合をいじめとするが、状況によっては当該生徒に確認しても否定する場合も見られることから、日ごろの観察等を怠らないようにする。

## 3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害である。
- (2) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (3) いじめはいじめられる側にも問題があるという考え方は間違いである。
- (4) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要の刑罰法規に抵触する。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 4 いじめの防止のための取り組み

### (1) 未然防止および早期発見（情報収集・情報共有）

- ア 個別相談週間の設定
  - 生徒の抱えている問題に気づき、早期に対応できるようにする。
- イ 学習活動
  - (ア) 自己理解、自己受容、他者理解、他者受容等について学習する。

- (イ) 情報モラル教育の充実を図る（教科、LHR 等）  
(ウ) 「パークゴルフ授業」等、地域や異世代との交流をとおしてコミュニケーションを学ぶ。

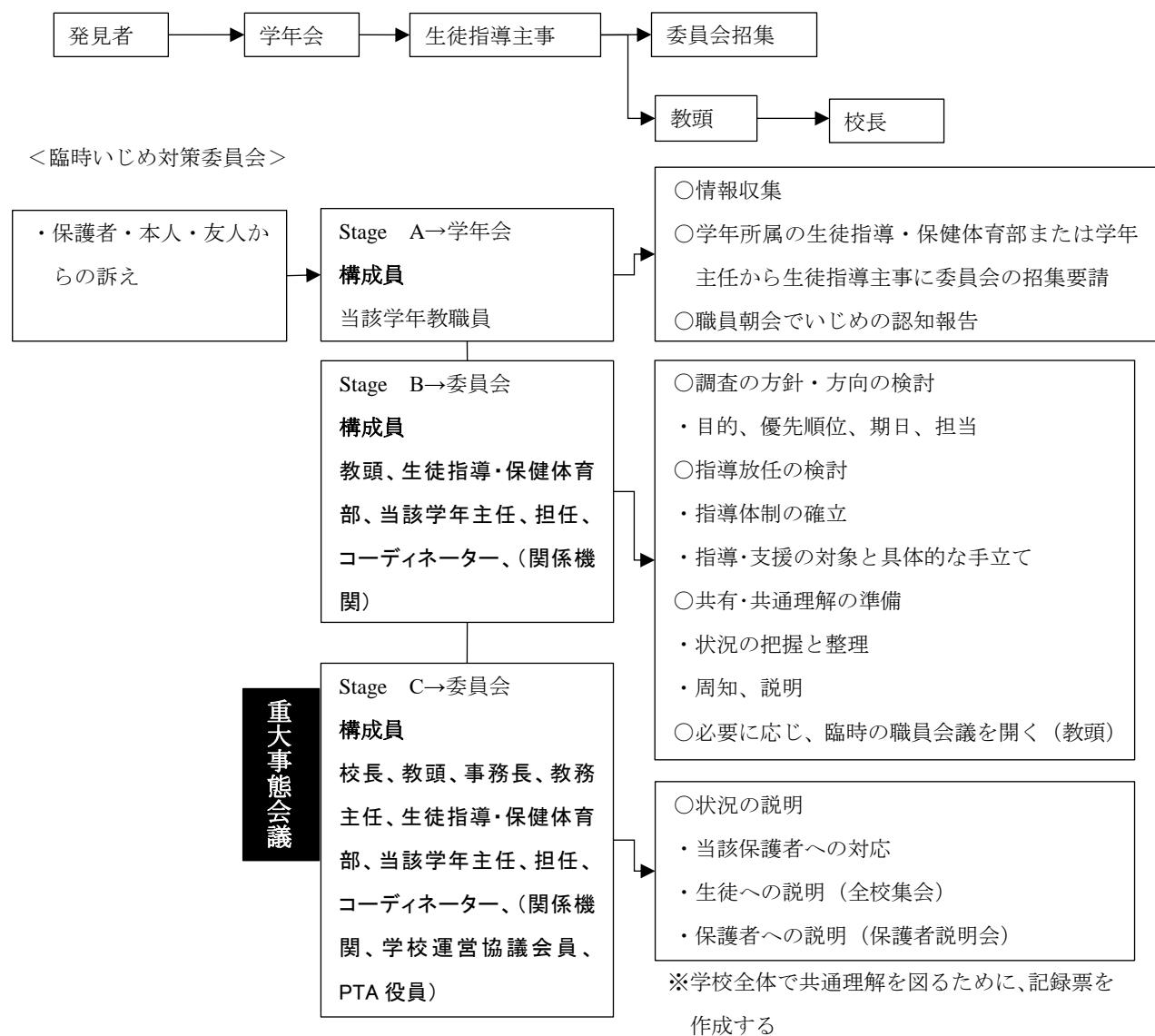
## (2) 早期対応

- ① いじめ全般 危機マニュアル p 8 参照  
② インターネット上の誹謗中傷の場合 危機マニュアル p 12 参照

5 組織

校内支援委員会と生徒指導・保健体育部が合同で取り組むものとする。状況に応じて、教務部長、保護者、関係機関も含めて組織する。

### ◎いじめの解決に向けた組織的な取り組み



## 6 いじめに対する措置

基本的には本校の懲戒等規定に従うものとする。ただし、いじめの場合は、いじめを受けた生徒に配慮し、いじめを行った生徒については、登校して別室で指導を受けるのではなく、家庭での学習を主とした指導を行う。また、その際には教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

## 7 重大な事態への対応

### (1) 重大事態の意味

- ア 生徒が自殺を企画した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合 等

### (2) 報告

- ア 基本的には早期対応と同様の対応を取るが、報告は教育委員会だけではなく、知事にもあげる。
- イ 事実関係を明確にするための調査の実施。
- ウ 当該生徒および保護者に調査結果等の情報の提供。
- エ 調査結果の議会への報告